

ID: 188

担当部署: 産業課

処分の概要	使用取消しの許可		
例規名 根拠条項	高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例施行規則 第7条		
例規番号	平成29年規則第5号		
【基準】			
第7条の規定による。 (使用の取消し)			
第7条 条例第7条第1項に規定するクリエイターズ・デパートメントの許可を受けた者が当該許可に係る使用の取消しをしようとするときは、高根沢町クリエイターズ・デパートメント使用取消申請書(様式第3号)に高根沢町クリエイターズ・デパートメント使用許可書を添えて町長に提出し、高根沢町クリエイターズ・デパートメント使用取消許可書(様式第4号)の交付を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日